

日本助産学会誌投稿規程

(和文原稿を投稿する場合)

1. 目的と範囲

日本助産学会誌（以下、本学会誌）は、一般社団法人日本助産学会（以下、本学会）が発行するオープンアクセスジャーナルである。

本学会誌は、助産学の発展に寄与する研究や学術的資料を発信する学術誌である。助産学に関する知識・技術の学術的研究成果を発表し、その学術的基盤を体系化し発展させる。母子や女性の健康に寄与する優れた助産学研究を社会に公表し、延いては広く国際的連帯を通して、人類の福祉に貢献する。

2. 投稿資格

筆頭著者もしくは責任著者は本学会会員とする。これ以外には本学会員である必要はないが、投稿時点で、共著者に非会員を含む場合は、採択後に掲載料を支払う必要がある。ただし、編集委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

* 英文原稿を投稿する場合は、英文の投稿規程に準じること。

3. プレプリント

本学会誌では、研究の普及を促進するために、投稿前または投稿と並行して、国立研究開発法人科学技術振興機構が運営するプレプリントサーバ Jxiv など、コミュニティに認知されたプレプリントサーバへ著者が原稿を投稿することを認めている。この方針は、一次研究を記述した原稿のオリジナル版にのみ適用される。査読者のコメントを受けて修正された原稿、出版のために受理された原稿、ジャーナルから出版された論文は、プレプリントサーバに掲載してはならない。また、論文が本学会誌から出版されたらすみやかに、プレプリントに本学会誌の論文へのリンクを含める必要がある。

4. 二重投稿の禁止

他の出版物（国の内外を問わず）に投稿、及び掲載されたものと同一内容の論文を投稿しない。記述言語を問わず、意味的に同一または極めて類似した内容を同一著者もしくは少なくとも1名を含む同一著者グループによる本学会誌への投稿は二重投稿と見なす。プレプリントサーバへの投稿は対象外とする（「3. プレプリント」参照）。

5. 論文の種類

本学会誌は以下の論文を掲載する。

【総説】助産学の特定の主題にかかわる知見を幅広く概説したもの。また文献などをレビューして、当該テーマについて総合的に状況を概説し、考察したもの。

（系統的レビュー、スコーピングレビュー、文献レビュー、概念分析など）。

【原著】研究が独創的であり、助産学の発展に貢献する新しい知見が得られ、それを論理的に示したもの。

【資料・その他】調査や事例から得られたデータをまとめたもの。編集委員会が依頼したもの、もしくは適当と認めたもの。

6. 投稿方法

投稿原稿は、電子投稿システムで受け付ける。「オンライン投稿マニュアル」を参照の上、投稿する。電子投稿システムのアクセス先、及び「オンライン投稿マニュアル」は日本助産学会ホームページ上に示す。

7. 論文の受付および採否

1) 論文の到着日を受付日とし、論文 ID を電子メールで送付する。

2) 論文の採否は、複数人の査読を経て編集委員会で決定する。ただし、採用に際し、論文の修正および種類の変更を求めることがある。

3) 査読は、著者には査読者を明かさないが、査読者には著者を明かして行われるシングルブラインド方式で行う。

4) 論文採用の決定後、必要に応じ最終版ファイルを提出する。

8. 倫理的配慮

人および動物を研究対象とする場合は、研究対象に対する倫理的配慮がなされ、そのことを論文中に明記する。倫理審査委員会等の承認を経て、その名称と承認番号を本文中に記載する。

9. 利益相反状態の開示

投稿者（共著者を含む）は、投稿時から過去1年以内で論文内容に関係した企業・組織または団体との利益相反（COI）状態を本学会指定の「利益相反（COI）申告書」に記載して電子投稿システムにアップロードする。また、開示すべき利益相反状態を論文本文末尾に明記する。開示すべき利益相反状態がない場合は「論文内容に関し開示すべき利益相反の事項はない。」と明記する。

10. データおよび資料の入手可能性

1) 著者は、研究に使用したデータや資料について、その出所（公開リポジトリや商用データベースなど）を開示しなければならず、必要に応じて登録番号や企業の詳細を論文に記載する必要がある。

2) 著者は、自分自身で収集したデータや資料を電子付録（Supplementary material）として公開するか、もしくはコミュニティに認知されている公的データベース、リポジトリなどにて公開し、これを論文にリンクすることによりアクセス可能な状態にすることができる。全てのデータセットは査読の過程で編集委員と査読者が完全に利用できるようにしなければならない。論文の出版日までに一般に公開できるよう考慮しなければならない。著者は、論文がジャーナルから出版された日から少なくとも3年間はデータセットを保存することを保証する。

3) 論文本文末尾に「データ利用可能性ステートメント」のセクションを設け、投稿論文の裏付けとなる研究データの入手方法を記述する。

4) 本学会誌では、合理的な理由に基づいて著者に対して研究で使用したデータ、試料、実験プロトコルなどを提供するように要請された場合、著者がこれに応じることが望ましい。

11. 著作権・オープンアクセス

1) 本学会誌は完全オープンアクセスであり、クリエイティブ・コモンズ（CC）ライセンスを使用している。このライセンスは、利用者が本学会誌から出版された論文を無償かつ出版者や著者の承諾を得ることなく使用、再利用を許可するものである。

2) 本学会誌に掲載された論文の著作権は、本学会に帰属する。同一内容を他の出版物に投稿できない。著者は、自身の論文の著作権を全て本学会に譲渡するために、投稿時に本学会指定の「著作権譲渡書」に記入後、代表著者が自署したものを電子ファイルとして保存し、電子投稿システムにアップロードする必要がある。本学会はクリエイティブ・コモンズ・ライセンス CC BY-NC 4.0 (Attribution-NonCommercial 4.0 International) に基づいて論文を出版する。このライセンスは、適切なクレジットを表示し、かつ非営利目的に限り、論文の共有、翻案等の利用を許可するものである。

3) 研究助成機関によっては、助成を受けた論文を特定のクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの下で公開することを要求していることがある。関連する助成機関への確認は、投稿する前に著者自身によって行われる必要がある。

4) 投稿する論文内における他の著作物からの引用は著作権法を遵守して行う。引用の範囲を超えて、文章や図表等を転載する場合は、著作権者に許諾を得た書面を、投稿ファイルと共に電子投稿システムにアップロードする。ただし、当該著作物がオープンアクセスの場合、そのクリエイティブ・コモンズ・ライセンスに則っての利用であれば、この書面は不要とする。

12. 投稿者が負担すべき費用

1) 論文掲載料および投稿料は、原則として無料とする。

- 2) 共著者に非会員を含む場合は、採択後に掲載料の支払いが必要である。掲載料は、非会員一人あたり 5,000 円とする。なお、掲載料はいかなる場合も返金しない。

13. 投稿原稿の執筆要領

- 1) 投稿原稿は、表紙、英文抄録 (500 words 前後)、和文抄録 (800 字程度)、本文、引用文献リスト、図表で構成する。和文抄録は電子投稿システムで要求される画面に入力するとともに、本文ファイルの冒頭にも含めること。和文抄録と英文抄録は一致していること。
- 2) 投稿原稿はマイクロソフトワードで作成し、A4 版用紙横書き、1 枚に 35 字×28 行 (約 1,000 字) とする。英文抄録は、文字は Times New Roman, 12 ポイントを使用、1 枚に 30 行とし、適切な行間をあける。和文・英文抄録・本文・文献にはすべて行番号 (各ページ振り直し) をつける。
- 3) 抄録の構成は、「目的」(Purpose)、「対象と方法」(Methods)、「結果」(Results)、「結論」(Conclusion) の項目を立てて構造化抄録の形式で記述する。ただし、研究形態ではない論文の場合は構造化抄録の形ではなく論文内容の要旨を抄録としてつける。
- 4) 英文抄録は必ず専門家または英語を母国語とする研究者の校閲を受け、投稿時に校閲対象論文タイトル、著者名、校閲者名が明記された証明書を添付する。また、日本語および英語のキーワードを 5 語程度つけ、電子投稿システムに入力する。
- 5) 投稿原稿は、本文、図表を含めて概ね下記の枚数以内とする。抄録、引用文献リストは含めない。引用文献リストは本文の後に、ページを分けて付す。

総 説 : 20 枚以内

原 著 : 20 枚以内

資 料 : 18 枚以内

その他 : 18 枚以内

- 6) 図表は原則的に合わせて 5 点までとする。
- 7) 図表および写真は、図 1 (写真含む)、表 1 等の番号を付け、本文とは別のワードファイルに保存する。
- 8) 引用文献は次の様式によって記載する。

本文中の引用文献(1)と引用文献リスト(2)の内容が一致することを確認する。また、文献情報は原典と相違ないことを確認する。

- (1) 本文中の引用文献の記載は、著者名、発行年次を表記する。著者名は 1 名のみ表記し、それ以上は他 (英語文献の場合は et al.) とする。引用ページ番号、パラグラフ番号については、直接引用の場合に記し、間接引用 (要約して引用する場合や文意を説明的に引用する場合) の場合は必要ない。記載方法は下記の例示を参考にする。

例 1) 近藤 (2000) によると、「……」 (p.3) である。

例 2) ~ [間接引用] ~ であることが明らかにされている (Melnik, et al. 2001)。

例 3) 複数文献を引用した場合には、(馬場他, 2001 ; 高橋, 2000) と筆頭著者をアルファベット順に表示する。

例 4) 同じ年に発行された同一著者による複数の文献から引用した場合は、発行年に続けてアルファベットを付し、それらの文献を区別して表記する。

山本 (2009a) によると...である。また、別の研究では、~ であることが明らかにされている (山本, 2009b)。

例 5) 翻訳本を引用した場合には、原著出版年 / 翻訳本出版年を表示する。

Thomas, et al. (1980/1981) によると~

例 6) 署名のない新聞記事など著者表記のない記事を引用する際は、記事の標題 (もしくは標題冒頭のフレーズ) を著者名として取り扱う。

本文中の引用表示 : (母乳育児, 2015)

- (2) 引用文献リストの記載はアルファベット順に列記し、記載方法は下記の例示を参考にする。ただし、共著者は 6 名まで表記し、それ以上は他 (英語文献の場合は et al.) とする。

ア 雑誌掲載論文

執筆者名（発行年次）． 標題． 雑誌名， 号もしくは巻（号）， 引用した論文の最初のページ番号-最後のページ番号．

例 1） 中村幸代， 堀内成子， 毛利多恵子， 桃井雅子（2011）． 妊婦の冷え症の特徴—ブラジル人妊婦の分析． 日本助産学会誌， 24（2）， 205-214．

例 2） 松坂敦子， 阿部由美子， 稲葉京子， 須田陽子（2008）． 著者キーワードを参考に考える看護分野の文献検索用語． 情報管理， 51（1）， 30-40. doi: 10.1241/johokanri.51.30

例 3） Anders, T.F. & Sostek, A.M. (1976). The use of time lapse video recording of sleep-wake behavior in human infants. *Psychophysiology*, 13(2), 155-158.

例 4） Melnyk, B.M., Alpert-Gillis, L., Feinstein, N.F., Fairbanks, E., Schutz-Czarniak, J., Hust, D., et al. (2001). Improving cognitive development of low-birth weight premature infants with the COPE program. *Research in Nursing & Health*, 24, 373-389.

イ 単行本

編著者名（発行年次）． 書名（版）． 引用箇所の最初のページ番号-最後のページ番号， 発行地：出版社．

例 1） 亀山富太郎監修（1996）． ハイリスク新生児への早期介入—新生児行動評価—． pp.4-11， 東京：医歯薬出版．

例 2） Epstein, R.H. (2010). Get me out: a history of childbirth from the Garden of Eden to the sperm bank. pp.74-77, New York: W.W. Norton.

* 書籍の中から一部の章を引用する場合

著者名（発行年次）． 標題． 書籍の編著者名． 書名（版）． (章の最初のページ番号-最後のページ番号)， 発行地：出版社．

英語文献の場合は，書籍の編著者名の前に，“In”を入れる．

例 1） 高田昌代， 堀内成子（2015）． 助産実践能力習熟段階（クリニカルラダー）レベルⅢ 認証制度． 日本助産実践能力推進協議会（編）， 助産実践能力育成のための教育プログラム（pp.193-198）， 東京：医学書院．

例 2） Sameroff, A.J. (1993). Model of development and risk. In C.H. Zeanah, Jr. (Ed.), *Handbook of infant mental health* (pp. 5-9). New York: The Guilford Press.

ウ 翻訳書

原著者名（発行年次）／訳者名（翻訳書の発行年次）． 翻訳書名（版）． 引用箇所の最初のページ番号-最後のページ番号， 発行地：出版社．

例） Thomas, A. & Chess, S. (1980)／林雅次監訳（1981）． 子供の気質と心理的発達． pp.69-77， 東京：星和書店．

エ 新聞記事

著者名． 標題． 掲載紙名． （発行年月日）

例 1） 神元敦司． 熟練助産師に認証制度—関連 5 団体， 産科医不足補う狙い． 朝日新聞． （2018.2.13）

* 署名のない記事の場合

標題． 掲載紙名． （発行年月日）

例 2） 母乳育児， 安心のガイド役—助産師探しは妊娠中に． 読売新聞． （2015.9.25）

オ 電子情報

著者名（発行年）． 標題． 入手先， (URL 等）． （アクセス年月日）

著者名が分からない場合は，サイトの設置者名を記載する． 入手先（URL 等）の後にピリオドはつけない．

例 1） 厚生労働省（2012）． 2012 年度両立支援ベストプラクティス普及事業—中小企業における両立支援推進のためのアイデア集（改訂版）． http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/ryouritsu_shien/pdf/

bp.pdf (アクセス 2017.12.30)

例 2) International Confederation of Midwives (2014). International code of ethics for midwives.
https://www.internationalmidwives.org/assets/uploads/documents/CoreDocuments/CD2008_001%20V2014%20ENG%20International%20Code%20of%20Ethics%20for%20Midwives.pdf (アクセス 2018.3.12)

ただし、前項 (ア～エ) の文献の電子版に該当する場合は、各文献の例示に従って記載後、末尾に入手先 (DOI, URL 等) を記載する。

カ プレプリントを参考文献として用いることは禁じる。

9) 表紙を作成し、表題 (和文・英文)、ショートルランニングタイトル、著者名 (ローマ字併記)、所属機関名 (英訳併記)、および連絡者の氏名、メールアドレスを記載する。

10) 投稿時に、本学会指定の「利益相反 (COI) 申告書」(「9. 利益相反状態の開示」参照)「著作権譲渡書」(「11. 著作権・オープンアクセス」参照)を提出する。

14. 修正原稿提出

1) 著者の応答欄に査読コメントに対する回答を準備する。

2) 修正原稿中には修正履歴・編集履歴を残さず、修正、追加した箇所は下線、色文字、ハイライトなどで示す。

3) 原則として 2 か月以内に提出する。提出期限までに提出できない事情がある場合は事前に編集事務局にその旨連絡し、3 か月まで認められる (規定期限の 1 か月延長)。連絡なしに期限が過ぎた場合は、自動的に取り下げとする。再投稿の際には新規投稿として取り扱われるので注意すること。

15. 著者校正

掲載予定の論文の著者校正は 1 回のみとする。また、校正の際の大幅な加筆、修正は認めない。編集委員会が大幅な変更と判断した場合は再査読の対象とする。

16. セルフアーカイビング (ゴールド OA) 方針

著者は、ゴールドオープンアクセスとして、本誌に掲載される自身の論文および根拠データの出版社版を機関リポジトリなどの公的なオンラインリポジトリから公開することができる。本学会誌は、出版と同時に機関リポジトリから公開することを許容する。

17. AI 支援ツール、技術の利用

COPE の見解、WAME の勧告、ICMJE の勧告に基づき、本学会誌は、大規模言語モデル、チャットボット、画像作成ツールなどの AI 支援ツール、技術を著者または共著者として記載することを認めない。ICMJE に記載されているように、これらのツールでは著作物の正確性、完全性、独創性に責任を持つことができないため、ICMJE の著者資格の基準を満たしていない。

AI 支援ツールや技術の利用を含め、提出された論文のいかなる資料についても、著者 (人間) が全責任を負う。AI は権威があるように見えるデータを生成することがあるが、それは不正確、不完全、または偏ったものである可能性があるため、著者は結果を注意深く確認し、編集する必要がある。著者は、AI や AI 支援技術を著者や共著者として記載したり、AI を著者として掲載したりしてはならない。著者 (人間) は、AI が生成した文言や画像に関する剽窃についても責任を負う必要がある。

著者は、原稿の執筆や論文の画像、図表の作成、データの収集や分析において、AI 支援ツールや技術を使用した場合、投稿時に「方法」(または同様のセクション)において使用したことを開示しなければならない。

投稿に際しては、投稿論文チェックリストで必ず確認してください。

附 則

1. この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
2. この規程は、2006 年 7 月 7 日から施行する。

3. この規程の改定は、2008年3月15日から施行する。
4. この規程の改定は、2008年11月22日から施行する。
5. この規程の改定は、2009年11月21日から施行する。
6. この規程の改定は、2011年5月21日から施行する。
7. この規程の改定は、2012年5月23日から施行する。
8. この規程の改定は、2013年11月29日から施行する。
9. この規程の改定は、2015年11月16日から施行する。
10. この規程の改定は、2016年7月22日から施行する。
11. この規程の改定は、2017年6月9日から施行する。
12. この規程の改定は、2018年10月26日から施行する。
13. この規程の改定は、2022年9月30日から施行する。
14. この規程の改定は、2023年10月7日から施行する。
15. この規程の改定は、2025年6月1日から施行する。
16. この規程の改定は、2026年9月7日から施行する。

ご質問・お問い合わせ

日本助産学会誌（JJAM）編集事務局（jjam-editorial@primeassociates.jp）